

堺障サ第 2750 号  
令和 4 年 3 月 25 日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

堺市 障害福祉サービス課長  
中 嶋 英 貴  
( 公 印 省 略 )

令和4年度当初における届出等について (通知)

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書について

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和 4 年 4 月又は 5 月からこれらの加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、**令和 4 年 4 月 15 日 (金)**とされています。

つきましては、これらの加算を令和 4 年 4 月又は 5 月から取得しようとする事業所 (令和 3 年度から引き続き取得する事業所を含みます。) は、次の (1)～(3)に記載のとおり必要書類を提出してください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

(1) 提出書類

堺市ウェブサイトの「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について」のページにより、必要な提出書類を十分確認いただいた上で提出してください。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>事業者向け情報>障害福祉サービス事業者指定・実地指導>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について  
([https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku\\_jigyousya/syogukaizen.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/syogukaizen.html))

(2) 提出方法

郵送 **(最終ページの送付票を宛先として使用してください。)**

※申請書は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。送付された郵便物の到達を本市において確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出の受付ができない可能性があります。

(3) 提出期限

## 令和4年4月15日（金）※当日消印有効

### (4) その他

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、大阪府において所管されていますので、これに係る計画書の提出に関する事項等については、大阪府にお問い合わせください。  
堺市ウェブサイトの以下のページから大阪府の該当ページを確認できます。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>事業者向け>福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について  
([https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/corona\\_oshirase/corona\\_jigyosya/72033720220215155830134.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/corona_oshirase/corona_jigyosya/72033720220215155830134.html))

## 2 令和3年度報酬改定に係る事項について

### (1) 虐待防止対策の強化について

令和3年度報酬改定における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」といいます。）の一部改正により、虐待防止対策の強化を図る趣旨で、基準省令第40条の2の規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和4年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和4年4月1日以後は、これが法的義務となります。

### (2) 身体拘束等の適正化について

令和3年度報酬改定における基準省令の一部改正により、身体拘束等の適正化を図る趣旨で、基準省令第35条の2の規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和4年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和4年4月1日以後は、これが法的義務となります。

### (3) 上述の(1)及び(2)に伴う事業所等の運営規程の整備について

令和4年4月1日から基準省令第40条の2及び第35条の2の規定が法的義務として適用されることを踏まえ、運営規程の整備（改正等）が必要となる事業所においては、以下に記載の本市ウェブサイトに掲載しているひな型等も参考にし、遅滞なく対応してください。

なお、運営規程の整備が、これらの規定の法的義務化に伴う改正又は上述のひな型を参考にした文言・字句の補正等の規定整備（実質的な内容の変更を伴わないものに限り、）のみである場合については、変更届出書（堺市規則様式第21号の3）の提出は不要とします（ただし、今後、必要に応じて運営規程の内容等について本市から確認等を行うことがありますので、必要な整備は遺漏なく行ってください。）。

※これら以外の内容についての運営規程の変更がある場合は、通常どおり変更後10日以内に  
変更届出書の提出が必要ですので留意してください。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>事業者向け情報>障害福祉サービス事業者指定・実地指導>新規申請について  
([https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyosya/syofuku\\_jigyosya/syofuku\\_shinki.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyosya/syofuku_jigyosya/syofuku_shinki.html))

(4) その他

上記に掲げるもののほか、基準省令等を十分確認いただき、令和3年度報酬改定等に伴い必要な対応がある場合は、遺漏なく行ってください。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

※誤送付防止のため、次の送付票を点線で切り取った上で、送付する封筒に宛先として貼付し、送付してください。

【送付票】

居宅系・療・SS

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係